平成２１年（フ）第２３６号
福島県大沼郡会津美里町字本郷甲3054番地１、前住所福島県南会津郡南会津町静川字中島乙498番地１
債務者　酒井　眞理
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第２３７号
福島県耶麻郡西会津町野沢字上原乙2361番地２、前住所東京都八王子市石川町1222番地５
債務者　江川惠智郎
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第２４０号
福島県会津若松市慶山１丁目７番27号　大堀貸家３号棟
債務者　佐藤　佳代
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第４６５号
大津市竜が丘２番１―607号
債務者　鍵本えり子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１７４２号
京都市山科区勧修寺南大日町35番地93　剛石板金内２Ｆ
債務者　山﨑　大輔
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０８７号
京都府宇治市木幡南山75番地の19
債務者　木村　高浩
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２２６号
京都市右京区嵯峨釈迦堂門前裏柳町15番地
債務者　片山　孝子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９７号
京都府京丹後市網野町切畑1529番地
債務者　臼井　隆之
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで　京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第１０４号
京都府与謝郡与謝野町字加悦690番地１
債務者　澤田　　斎
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで　京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第２１３号
奈良県天理市丹波市町194番地６
債務者　松田　千草
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで　奈良地方裁判所

平成２０年（フ）第５２６号
香川県高松市木太町3625番地
債務者　石床　勝也
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５０２号
香川県高松市西ハゼ町２番地12
債務者　香西　　進
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後３時35分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５１０号
香川県高松市松並町589番地13
債務者　平野まゆみ（旧姓宇治川）
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後２時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５１２号
香川県高松市前田西町779番地１
債務者　鹿角　信夫
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５５３号
香川県高松市郷東町430番地福山通運社宅111号
債務者　藤澤　絵美（旧姓三好）
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後３時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５５４号
香川県高松市三条町321番地19
債務者　宮川ユキヱ
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２００号
香川県丸亀市塩屋町２丁目17番１―201号　外浜団地１棟
債務者　杉田真理子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第８１８号
栃木県宇都宮市鶴田町3360番地８
債務者　栗原　　隆
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係